

マーケット・アクセス・ルールの導入等に伴う
取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正について

2020年4月10日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当社は、取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正を行い、2021年1月4日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください）。

今回の改正は、取引参加者における注文管理体制の整備に伴い、所要の対応を行うことによるものです。

II. 改正概要

○ 直接的かつ排他的な管理形態の義務付け

- ・ 取引参加者は、顧客の注文管理に係る制限又は措置に関して、直接的かつ排他的な管理権限の下で行わなければならないものとします。

○ 発注抑止機能の導入の義務付け

- ・ 取引参加者は、発注システム（顧客側のシステムを含む。）の誤作動その他事由により予期しない異常な注文の発注がなされた場合又はそのおそれがある場合、直ちに当取引所市場に対する注文の発注を抑止する措置を講じなければならないものとします。

※ 意図的なエラー注文の発注等に依拠した注文管理形態の禁止

- ・ 取引参加者は、取引所システムへの負荷、ひいては市場の安定性への影響を回避する観点から、発注制限値等に抵触した注文について、取引参加者自身のシステムにおいて適切に対処しなければならないものとします。

(備考)

・ 取引参加者における注文管理体制に関する規則第4条第2項

・ 取引参加者における注文管理体制に関する規則第4条第1項第4号及び第6条

・ 注文管理に関するガイドライン

III. 施行日

- ・ 2021年1月4日から施行します。

以 上